

様式第6号(第6条関係)

(その1)

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

柳川市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成30年10月〇日

柳川市長 様

柳川市〇〇町〇〇番地〇
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇
柳川 一郎契約書と同じ
印鑑が必要で
す。

記

- 1 請求金額 30,000 円
2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
3 種別 平成30年9月30日執行 柳川市議会議員一般選挙
4 候補者の氏名 柳川 太郎
5 金融機関名、口座名及び口座番号

| | | | |
|---------|----------|-------|----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行 | 本・支店名 | 〇〇支店 |
| 金融機関コード | 〇〇〇〇 | 支店コード | 〇〇〇 |
| 預金種別 | 普通 | 口座番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| ふりがな | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | | |
| 口座名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 | | |

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、柳川市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。